

もてなしと共生のための情報対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、「もてなしと共生のための情報対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 例年のように発生している地震、大雨、台風や、さらに甚大な被害が想定されている南海トラフの巨大地震・津波の被災下、外国人の旅行者や住民が災害情報や支援情報から孤立することのないよう、そして平時においても地域社会との共生や地域の観光活性化に利用できる情報システムの形成を目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を実施する。

- (1)情報提供システムが発信する提供情報の種類についての検討
- (2)情報提供システムが発信する情報の適切なあり方に関するルール策定
- (3)情報提供システムの確実な運用を確認するための実証実験の実施
- (4)外国人への災害情報などの提供に関する調査研究
- (5)その他必要な事項

(構成)

第4条 協議会の構成員は、地方自治体、大使館・領事館のほか、第3条の活動に寄与する事業者・団体を持って構成する。

2 協議会に分科会及びワーキンググループを置く。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、近畿総合通信局情報通信部に置く。

附 則

協議会の活動は、平成31年7月までとする。

この会則は、平成31年1月31日から施行する。